

編集後記

新しい年を迎えてもなかなか世の中は明るくならない。昨年を振り返ってみても、ねじれ国会に象徴される不安定な政治状況や堅調な中国経済に対する我が国経済の低迷などの政治・経済面でのニュースが思い返されるし、本格化した高齢化・無縁社会、就職氷河期の再来、口蹄疫の発生などのニュースが連日社会面を賑わすなど、昨年は少し暗い世相であったように思う。

一方、このような世相にあって、明るいニュースは科学分野からもたらされた。小惑星探査機「はやぶさ」の帰還であり、ノーベル化学賞の受賞である。

小惑星探査機「はやぶさ」は2003年に打ち上げられた。小惑星「イトカワ」を探査し、2007年に帰還する予定だったが、姿勢制御装置の故障や化学エンジンの燃料漏れ、通信途絶、イオンエンジンの停止など数々のアクシデントに見舞われ、計画を変更して、2010年に満身創痍で帰還した。「はやぶさ」が帰還直前に撮影した地球の写真をご覧になった方も多いと思う。この写真は通信が途絶したため半分しか確認できないが、まるで最後の力を振り絞って撮影したかのようで、おもわず「よく頑張った」と声をかけたくなるような写真だった。「はやぶさ」の帰還は、様々なアクシデントに備えて周到に準備し、柔軟に対応した「はやぶさチーム」の偉業であり、我が国の科学技術のレベルの高さを世界に示したものであったと思う。

一方、鈴木章氏と根岸英一氏に対するノーベル化学賞の受賞も我が国の有機化学合成分野におけるレベルの高さを世界に示すものとなった。両氏の発明した合成方法は、それまで合成が困難であった新しい医薬や生理活性物質の合成を可能にした画期的なものであり、その応用範囲の広さからも科学技術発展への貢献は計り知れないものがある。

ところで、両氏のノーベル化学賞の受賞に際して、特許に関連したコメントも報道された。新聞報道等によれば、鈴木氏に関しては、「鈴木章氏は、クロスカップリング反応に関して特許を出願しなかった。米国の研究者仲間からは『もったいないことをした』と指摘されるが、『当時、大学の教官が特許を出す雰囲気は全くなかったから』と振り返る。」、さらに「仮に、特許を出願していれば、企業はこの方法を回避する道を選んだかもしれない。『特許にしなかったのが使い易かったのしょう。』」応用が広がった隠れた要因といえそうだ。」

と紹介している。また、根岸氏についても、「クロスカップリングについて意図的に（特許を）取っていません。多くの方が使いやすくするためです。」とインタビューに対して応えたと報道されている。

こうした報道から、第1回ノーベル物理学賞を受賞したレントゲン氏のことを思い起こされる。レントゲン氏は科学の発展は万人に寄与すべきであると考え、X線に関し特許によって個人的に経済的利益を得ようとしなかったといわれている。第1回のノーベル賞は1901年の出来事であり今から100年以上も前のことであるが、レントゲン氏の科学に対する考え方は、鈴木氏の「特許にしなかったのが使い易かったのしょう」や根岸氏の「多くの方が使いやすくするためです」へと連続と引き継がれており、こうした考え方には時代や国を超えた普遍性や科学者としての矜持のようなものが感じられる。

一方、大学における特許に対する考え方についてはどうだろうか。レントゲン氏がX線を発見したのは1896年前後であって、ヴュルツブルグ大学時代のことであるから、レントゲン氏の発明は大学における発明といってもよいのだろう。また、鈴木氏が北海道大学で鈴木カップリング法を完成し発表したのは1979年のことだが、鈴木氏の「当時、大学の教官が特許を出す雰囲気は全くなかったから」という発言からは、レントゲン氏の発見があった1896年前後と鈴木氏の発明が完成した1979年前後とでは大学における特許についての認識に大きな違いが無かったことがうかがえる。鈴木氏が発明を完成させた翌年の1980年に、米国でバйдール法が制定され、大学に特許権の帰属が認められるようになった。米国におけるこの法律の制定を契機にして、世界中で大学による特許取得の流れが生まれたことはよく知られているところであり、大学における特許に対する考え方は、最近30年間で急速に変わったということだろうか。

歴史上「仮に」はないのだけれど、仮に、鈴木氏や根岸氏が特許を取っていたらどのようなになっていたのだろうか。特許を取ることで産業技術としての使い勝手は変わったとしても、両氏の発明の歴史的価値が下がるようにはとても思えないのだが。

昨年10月に明るいニュースが世界中を駆け巡った。チリのサンホセ鉱山に閉じ込められていた33名の鉱夫が69日後に奇跡的に救出された。南米特有の茶目っ気もあり、明るく救出される様子

は、現実の世界というよりもむしろハリウッド映画を見ているような印象だった。救出に使用された機械・工法などは技術的に高いレベルのものだろうから、特許権などが関係していても不思議ではないように思ったが、救出において特許権の実施との関係はどのようになっていたのだろうか。実施権の限定的な許諾があったのだろうか、あるいは、このような場合は TRIPS 協定 31 条のいわゆる強制実施権の規定における「国家緊急事態その他の極度の緊急事態の場合又は公的な非商業的使用の場合」に該当したのだろうか。

今年は、こんなマニアックなことを心配するような明るいニュースが増えるとよいのだが。
(H.W)



近年の科学技術の発展は目覚ましく、立法時には想定していなかった技術の出現や他の法領域との交錯問題の増加により、適宜、迅速な法改正が求められるとともに、裁判所にもより複雑かつ専門的な判断を行うことが求められている。そこで本号では、産業財産権制度が現在直面している問題点をテーマに、各視点から考察をしていただいた。

巻頭言では、2007 年から 2010 年まで知的財産高等裁判所所長を務められた塚原氏に、同一技術分野論を素材に、その問題点や知的財産高等裁判所における実務の動きなどをまとめていただいた。

論文欄では、特許法、意匠法、商標法の各法について、現行法の問題点や改正に係る議論の動向などを紹介いただいた。

特許法については、現在数多くの課題が指摘され、改正に係る議論が行われているが、そのなか

ら通常実施権の対抗要件制度をめぐる議論に関し、大阪大学の茶園氏に産業構造審議会（産構審）知的財産政策部会特許制度小委員会の提言をご紹介いただいた上で、当然対抗制度の問題点について考察していただいた。

意匠法については、弁護士の水谷氏に、意匠法独自の観点から検討すべき点として、意匠と物品性との関係（画像デザインの保護）、意匠のブランド化への対応、意匠登録についての部分的な無審査登録制度の導入という三点から、意匠制度の在り方について検討していただいた。

商標法については、弁護士の江幡氏に、新しいタイプの商標や著名商標の保護の在り方などについて、産構審商標制度小委員会での議論の状況をご紹介いただき、今後の課題をまとめていただいた。

いずれの論考も現行制度が抱える課題を整理し、考察したものである。本号が今後の我が国の産業財産権制度を考える上での一視座を提供することができれば幸いである。

一方、判例評釈欄では、防護標章の登録要件としての「需要者の間に広く認識された商標」の意義につき判断した知財高裁判決について、立命館大学の宮脇氏に「需要者の間に広く認識された商標」に関する一般論を解説していただくとともに、本判決の妥当性について検討していただいた。

また、情報欄では、日本が提唱した模倣品・海賊版拡散防止条約（ACTA）について、特許庁の山本氏及び経済産業省の近藤氏に、同条約の意義や概要について解説していただいた。

本誌へのご感想、掲載記事やバックナンバー等に関するお問い合わせは、独立行政法人工業所有権情報・研修館 特許研究室（FAX：03-3595-2792、E-mail：PA9305@inpit.jpo.go.jp）まで。（M.T）

特許研究 PATENT STUDIES No. 51 (March 2011) ©

平成 23 年 3 月 31 日発行

編集・発行 独立行政法人工業所有権情報・研修館 特許研究室

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3 丁目 4 番 3 号

電話：03-3581-5092 FAX：03-3595-2792



HP (<http://www.inpit.go.jp/index.html>)

印刷所

勝美印刷株式会社

※落丁・乱丁本はお取り替え致します。